



2023年6月28日

各 位

会 社 名 G F A株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(スタンダード市場 コード番号：8783)

問合せ先 執行役員 管理本部長 津田 由行  
(TEL 03-6432-9140)

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出する2023年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当事業年度の期末決算の中で、貸金事業の顧客への確認手続の結果、勘定残高確認状が未回収となった顧客1件について、顧客との連絡が取れなくなっている事実を認識しました。当社は即時に当該顧客の連帯保証人に連絡をとり、連帯保証人から口頭で確認状の回答をいただける旨のコメントを受け取っていたため、連帯保証人から確認状の回収が可能と判断し、当該債権を貸倒懸念債権に分類せず、一般債権のまま評価しておりました。

監査法人からは、当該債権について決算短信の公表時点では、貸倒懸念債権に分類すべきであるという主旨の具体的な指摘はなかったものの、現時点まで連帯保証人からの確認状が受け取れていないという事実から顧みると貸倒懸念債権に分類する必要性が生じていたと認識しております。

当社は、2023年6月中旬頃に監査法人から具体的な指摘を受けたことから、当社の貸金プロセスでの債権管理や決算財務プロセスの情報収集作業における不備があったと認識し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって 当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

#### 2. 事業年度末に是正できなかった理由

当該事業年度の末日までに是正できなかった理由は、当該重要な不備の判明が当事業年度末日後になったためです。

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当該不備が生じた原因は、当事業年度において、当該顧客及び連帯保証人の動向を察知することが非常に難解な状況であったとはいえ、顧客情報の収集は責務であることから貸付の資金回収の体制の改善の遅れが主因であり、貸金業務プロセスや決算・財務報告プロセスの改善が必要であると認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、適正な管理体制を整えるべく対応を検討し、有効な決算・財務報告プロセスを構築してまいり所存であります。

具体的には、貸金業の人員拡充と債権回収体制の改善をいたします。

#### 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に関連する監査法人の指摘につきましては、2023年3月末日時点の財務諸表への記載については未修正となっておりますが、当社は当初の返済予定日において連帯保証人からの資金回収を見込んでおり、連結財務諸表等への影響は軽微であると考えております。

#### 5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上